

○福崎町福祉医療費助成条例

平成元年3月27日条例第8号

改正

平成3年3月28日条例第5号
平成3年12月20日条例第36号
平成4年6月29日条例第17号
平成5年6月29日条例第23号
平成6年6月24日条例第15号
平成7年6月27日条例第19号
平成7年9月28日条例第23号
平成9年9月30日条例第19号
平成11年3月26日条例第1号
平成11年4月28日条例第11号
平成11年6月21日条例第12号
平成12年6月20日条例第20号
平成12年12月28日条例第41号
平成13年1月24日条例第1号
平成13年6月19日条例第13号
平成14年3月27日条例第8号
平成14年9月30日条例第20号
平成15年3月7日条例第10号
平成17年3月22日条例第6号
平成18年3月24日条例第13号
平成18年9月22日条例第31号
平成19年3月26日条例第13号
平成20年3月3日条例第5号
平成21年3月24日条例第5号
平成22年3月23日条例第5号
平成22年6月21日条例第12号
平成24年3月26日条例第3号
平成25年6月18日条例第19号
平成26年3月27日条例第5号
平成26年6月26日条例第14号
平成27年3月27日条例第9号
平成28年3月28日条例第18号
平成29年3月28日条例第7号
平成29年12月22日条例第23号

福崎町福祉医療費助成条例

福崎町医療費の助成に関する条例（昭和47年福崎町条例第13号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、こども及び母子家庭等に係る医療費の一部を助成することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところとする。

- （1） 高齢期移行者 65歳の誕生日の属する月の初日から70歳に達する日の属する月の末日を経過していない者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第50条第2号に規定する者を除く。）をいう。
- （2） 重度障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

- ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の程度が1級又は2級に該当する者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により重度知的障害者（児）と判定された者
- イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める障害程度が1級に該当し精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（以下「重度精神障害者」という。）
- (3) 乳幼児等 9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
 - (4) 乳児 1歳の誕生日の属する月の末日を経過していない者をいう。
 - (5) 幼児等 1歳の誕生日の属する月の翌月の初日から9歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
 - (6) 児童 9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から、12歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
 - (7) 生徒 12歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過していない者をいう。
 - (8) こども 児童及び生徒をいう。
 - (9) 乳児保護者 親権者、未成年後見人、その他の者で乳児を現に監護する者をいう。
 - (10) 幼児等保護者 親権者、未成年後見人、その他の者で幼児等を現に監護する者をいう。
 - (11) こども保護者 親権者、未成年後見人、その他の者でこどもを現に監護する者をいう。
 - (12) 子 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳に達する日の属する月の末日までの間にあって、別表第1に該当する者をいう。
 - (13) 母子家庭の母 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子で子を監護する者をいう。
 - (14) 母子家庭の子 母子家庭の母に監護される子をいう。
 - (15) 父子家庭の父 同法第6条第2項に定める配偶者のない男子で、子を監護する者をいう。
 - (16) 父子家庭の子 父子家庭の父に監護される子をいう。
 - (17) 遺児 別表第2に該当する子をいう。
 - (18) 養育者 遺児の属する世帯の生計を主として維持する者をいう。
 - (19) 母子家庭等 母子家庭の母及びその子、父子家庭の父及びその子並びに遺児をいう。
 - (20) 医療保険各法の給付 法及び法第7条第1項に規定する医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）の規定（母子家庭等の場合においては法及び医療保険各法の規定をいう。）による療養の給付又は保険外併用療養費若しくは療養費の支給（家族療養費及び特別療養費に係る当該支給を含む。）をいう。
 - (21) 被保険者等負担額 当該医療に要する費用の額から医療保険各法の規定により医療の給付を行うもの（以下「保険者」という。）が負担すべき額（保険者の規約、定款、運営規則等により医療保険各法に規定する保険給付と併せて当該保険給付に準ずる給付を受けることができる場合における当該支給又は給付を含む。）を控除した額（医療保険各法以外の法令、条例、規則、規程等の規定により国、地方公共団体（保険者たる国、地方公共団体を除く。）又は独立行政法人の負担において医療に関する給付が行われないうちに限る。）をいう。
 - (22) 保険医療機関等 健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項に規定する保険医療機関及び保険薬局並びにこれら以外の病院、診療所又は薬局その他の者をいう。
 - (23) 所得を有しない者 その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）が課されていない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとする。以下、「市町村民税世帯非課税者」という。）であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年

度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第313条第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額にかかる所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第22号に規定する各種所得の金額（同法第35条第2項に規定する公的年金の支給を受けるものについては、同条第4項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が70万円に満たないときは、70万円」とあるのは「80万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない者をいう。

(24) 低所得者 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、その属する世帯の世帯主及び全ての世帯員が医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である者をいう。

(25) 医療に要する費用の額 診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）により算定した額とする。

（助成対象者）

第3条 この事業の助成の対象となる者は、高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者及び幼児等保護者、こども保護者並びに母子家庭の母及びその子、父子家庭の父及びその子並びに遺児とする。ただし、高齢期移行者、重度障害者並びに母子家庭の母及びその子、父子家庭の父及びその子並びに遺児にあっては、次表の右欄に掲げる要件を備えている者とする。

| | | |
|--------|-----|--|
| 高齢期移行者 | 区分Ⅰ | <p>高齢期移行者が次の要件を全て備えていること。</p> <p>1 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下であること。</p> <p>2 所得を有しない者であること。</p> |
| | 区分Ⅱ | <p>高齢期移行者が次の要件を全て備えていること。</p> <p>1 市町村民税世帯非課税者であること。</p> <p>2 医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあっては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には0とする。）の合計額が80万円以下であること。</p> <p>3 要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第2号から第5号の認定を受けていること。</p> <p>4 所得を有しない者以外であること。</p> |
| 重度障害者 | | <p>重度障害者及び配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。）並びに重度障害者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその重度障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度（医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課す</p> |

| | |
|-------|---|
| | る所得割を除く。)の額(同法第314条の7、同法附則第5条の4第6項、同法附則第5条の4の2第6項及び同法附則第7条の2第4項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)の合計額が23万5千円未満であること。 |
| 母子家庭等 | <p>1 母子家庭の母、父子家庭の父及び養育者(養育者がいない場合は当該遺児)(以下これらの者を「母子家庭の母等」という。)の前年の所得(1月から6月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部が支給される額以下であること(母子家庭の母等が低所得者である場合には、児童扶養手当が支給停止となる額未満であること)。</p> <p>2 母子家庭の母及び父子家庭の父が当該子の生計を維持できない者である場合は、その者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で主として母子家庭の母及びその子並びに父子家庭の父及びその子の生計を維持する者(以下「生計維持者」という。)の前年の所得がこの項の1に規定する額以下であること。</p> |

2 前項ただし書の規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この事業の助成の対象とすることができるものとする。

3 第1項に規定する所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。(福祉医療費の支給)

第4条 町長は、福崎町の区域内に住所を有する高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、こども及び母子家庭等の疾病又は負傷について、規則で定める手続に従い、当該高齢期移行者、重度障害者、乳児保護者、幼児等保護者、こども保護者及び母子家庭等に対し福祉医療費を支給する。

福祉医療費は、次の第1号から第5号に規定する額とする。

(1) 高齢期移行者の福祉医療費は、高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とし、その限度額は次に掲げるところによる。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により算出した額の支給を行う。

ア 前条第1項の表高齢期移行者の項に定める区分Ⅰに該当する者は、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が8,000円を超えるときは8,000円とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その額が15,000円を超えるときは15,000円とする。

イ 前条第1項の表高齢期移行者の項に定める区分Ⅱに該当する者は、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であって、その額が12,000円を超えるときは12,000円とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であって、その額が35,400円を超えるときは35,400円とする。

(2) 重度障害者の福祉医療費は、重度障害者の疾病(重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。ただし、第2条第1項第23号に該当する者は精神疾患による疾病を支給する。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき600円(低所得者である場合には、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月以上入院した場合を除く。）。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

(3) 乳幼児等の福祉医療費は、乳幼児等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき800円（低所得者である場合には、600円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月以上入院した場合を除く。）とする。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,200円（低所得者である場合には、2,400円）を限度とする。

(4) こどもの福祉医療費は、こどもの疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額の3分の1の額とし、当該子ども保護者に対し子ども医療費として支給する。ただし、入院療養に係るものについて、保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあっては、当該3月を超える期間に係るものは、被保険者等負担額に相当する額を支給する。

(5) 母子家庭等の福祉医療費は、母子家庭等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき800円（低所得者である場合には、400円）。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額（保険医療機関等で連続して3月以上入院した場合を除く。）。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,200円（低所得者である場合には、1,600円）を限度とする。

(6) 第1号から第3号、及び前号までに定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

(7) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあっては、第2号、第3号及び第5号の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。

2 前項の福祉医療費は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療を受けることができる者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による医療扶助を受けている者の疾病又は負傷については支給しない。

3 前項に規定する者のほか法令の定めにより国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けた者の疾病又は負傷に係る福祉医療費については、当該給付を受けた額を限度として支給しない。

4 第1項の福祉医療費の額は、現に医療機関等に支払った額を超えることができない。

（申請）

第5条 前条に規定する福祉医療費の支給を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。ただし、次条の規定により福祉医療費の支給があったものとみなされるときはこの限りでない。

（支給方法の特例）

第6条 高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、子ども及び母子家庭等が、規則で定める手続に従い兵庫県内の保険医療機関等で医療を受けた場合には、町長は福祉医療費として当該医療を受けた者に支給すべき額の限度において、その者（保護者を含む。以下同じ。）が当該医療に関し当該保険医療機関等に支払うべき費用をその者に代わり、当該保険医療機関等に支払うことができる。

2 前項の規定による支払いがあったときは、当該医療を受けた者に対し、福祉医療費の支給があったものとみなす。

(損害賠償との調整)

第7条 町長は、高齢期移行者、重度障害者、乳幼児等、こども及び母子家庭等が疾病及び負傷に関し、損害賠償を受けたときはその価額の限度において、福祉医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した福祉医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(受給権の保護)

第8条 福祉医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し又は担保に供してはならない。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項は規則又は町長が別に定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成元年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福崎町福祉医療費助成条例は、平成元年7月1日以後に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療にかかる福祉医療の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成3年3月28日条例第5号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成3年12月20日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成4年6月29日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福崎町福祉医療費助成条例は、平成4年7月1日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年6月29日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の適用の日前に行われた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年6月24日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の福崎町福祉医療費助成条例は、平成6年7月1日以降に受けた医療について適用し、同日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年6月27日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

(経過措置)

2 この条例の適用の日前に行われた医療に関する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成7年9月28日条例第23号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成7年7月1日から適用する。
- 2 この条例の適用の前に行われた医療に関する給付に関する「用語の定義」については、なお従前の例による。

附 則（平成9年9月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、平成9年9月1日から適用する。

附 則（平成11年3月26日条例第1号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年4月28日条例第11号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この条例の適用の前に行われた医療に関する給付に関する「別表第1」については、なお従前の例による。

附 則（平成11年6月21日条例第12号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成11年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の福崎町福祉医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた疾病又は負傷に係る医療に対する福祉医療費の支給について適用し、同日前に受けた疾病又は負傷に係る医療に対する福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成12年6月20日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」については、なお従前の例による。

附 則（平成12年12月28日条例第41号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年1月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 施行日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成13年1月24日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成13年1月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の前に行われた医療に関する給付に関する「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則（平成13年6月19日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の前に行われた医療の給付に関する「福祉医療費の支給」及び「所得による支給制限」については、なお従前の例による。
- 3 「福祉医療費の支給」について、平成10年7月1日から平成13年6月30日の間に出生の乳幼児に關しては、満3歳の誕生日の属する月の末日まで乳幼児に係る一部負担金を控除しない。
- 4 「所得による支給制限」中第4条第1号について、平成13年7月1日から平成15年6月30日までの間、同号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

老人の当該年度分の市町村民税（4月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前年度分の市町村民税とする。）が課され、前年の所得（1月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前々年の所得とする。）について算定した地方税法（昭和25年法律

第226号) 第292条第1項第13号に規定する合計所得金額が145万円を超えているとき。

附 則 (平成14年3月27日条例第8号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に行われた医療に関する給付に関する「用語の定義」については、なお従前の例による。
(助成の特例)
- 3 平成8年4月2日から同年4月30日までの間に生まれた者に係る平成14年5月1日から同年6月30日までの間に行われた医療の給付及び平成8年5月1日から同年5月31日までの間に生まれた者に係る平成14年6月1日から同年6月30日までの間に行われた医療の給付については、福崎町福祉医療費助成条例第3条の規定の例により助成する。

附 則 (平成14年9月30日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。ただし、老人保健法第28条第1項第2号の適用は平成15年1月1日からとする。
(経過措置)
- 2 この条例の施行日前に行われた医療に関する「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。
- 3 第3条第1項第1号中、被保険者等負担額に相当する額が老人保健法第28条の規定により算定した一部負担金に相当する額を超えない場合において、この条例の施行の日から平成15年3月31日までの間、医療保険各法の規定により算定した外来薬剤に係る一部負担金に相当する額を支給する。

附 則 (平成15年3月7日条例第10号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年3月22日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に行われた医療の給付に関する「用語の定義」「助成対象者」及び「助成する医療費の範囲」については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年3月24日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に行われた医療の給付に関する「所得による支給制限」については、なお従前の例による。
- 3 老人については、平成18年7月1日から平成20年6月30日までの間、次のいずれかに該当するときは福祉医療費を支給する。
 - (1) 次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 老人の当該年度分の市町村民税(4月から6月までの間に受けた医療に係る福祉医療費については、前年度分の市町村民税とする。)が課されていないこと。
 - (イ) 老人が地方税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第5号)附則第6条第2項又は第4項の適用を受けていること。
 - (2) (1)の適用については、老人が属する世帯の他の世帯員であって65歳の誕生日の属する月の前月を経過した者について、所得の額が法第28条第1項第2号に規定する額に満たないこと。

附 則 (平成18年9月22日条例第31号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前に行われた医療の給付に関する「福祉医療費の支給」については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月26日条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前を受けた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月3日条例第5号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日条例第5号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前を受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の福崎町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(助成の特例)

- 3 平成21年7月1日から平成23年6月30日までの間、老人は市町村民税世帯非課税者である者を、重度障害者及び幼児等保護者にあつては平成21年7月1日改正前の助成対象者の要件を備える者(改正後の福崎町福祉医療費助成条例第4条第1項第2号及び第3号の要件を満たさない者を除く。)を助成対象者とする。この規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この助成の特例の対象とすることができるものとする。また、助成する医療費の範囲を次の(1)から(3)に規定する額とし、当該老人、重度障害者、幼児等保護者に対し福祉医療費として支給する。

(1) 老人の助成する医療費の範囲は、老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。なお、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であつて、その額が8,000円を超えるときは8,000円とし、入院に係る医療費の場合であつて、その額が24,600円を超えるときは24,600円とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

(2) 重度障害者の助成する医療費の範囲は、重度障害者の疾病(重度精神障害者は、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき900円。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の10に相当する額(保険医療機関等で連続して3月以上入院した場合を除く。)とする。ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては3,600円を限度とする。

(3) 幼児等の助成する医療費の範囲は、幼児等の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額とする。

ア 入院以外の療養である場合

保険医療機関等ごとに1日につき1,200円。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。

イ 入院療養である場合

当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額

の100分の10に相当する額(保険医療機関等で連続して3月以上入院した場合を除く。)とする。
ただし、この額は、同一の月に同一の保険医療機関等においては4,800円を限度とする。

- (4) (1)から(3)に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。
- (5) 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、(2)(3)の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。
- (6) (1)から(3)までに定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

附 則 (平成22年3月23日条例第5号)

改正

平成24年3月26日条例第3号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の福崎町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(助成の特例)

- 3 こどもの福祉医療費について、平成22年4月1日から平成23年6月30日までの間、平成9年4月2日生から平成14年4月1日生までのこども保護者にあつては平成21年7月1日改正前の乳幼児等医療費助成対象者の要件を備える者(平成22年4月1日改正後の福崎町福祉医療費助成条例第4条第1項第4号の要件を満たさない者を除く。)を助成対象者とする。また、助成する医療費の範囲は福崎町福祉医療費助成条例第3条第1項第4号に規定する額とし、こども保護者に対し福祉医療費として支給する。

附 則 (平成22年6月21日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療の給付に関する「所得による支給制限」については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月26日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月1日から施行する。

(市町村民税の額の算定の特例)

- 2 「所得による支給制限」中、重度障害者、幼児等保護者及びこども保護者の項における「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によって課する所得割を除く。)の額」については、当分の間、平成22年法律第4号による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号を適用して算定するものとする。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の福崎町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成25年6月18日条例第19号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療の給付に関するこども医療費の支給については、改正後の福崎町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成26年3月27日条例第5号)

改正

平成26年6月26日条例第14号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の福崎町福祉医療費助成条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(助成の特例)

- 3 平成26年7月1日から平成31年6月30日までの間、老人については平成26年7月1日改正前の助成対象者の要件を備える者について、福祉医療費の支給を次の(1)に規定する額とし、当該老人に対し福祉医療費として支給する。この規定にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この助成の特例の対象とすることができるものとする。

(1) 老人の福祉医療費は、老人の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20(所得を有しない者である場合には、100分の10)に相当する額を一部負担金として控除した額とする。なお、当該一部負担金の額が、外来に係る医療費の場合であって、その額が8,000円を超えるときは8,000円とし、入院に係る医療費の場合であって、その額が24,600円を超えるときは24,600円(所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときには15,000円)とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

(2) (1)に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

(3) (1)に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

- 4 母子家庭等にあつては、当分の間、第4条第5号及び同条第6号の規定にかかわらず、次に該当する場合は支給する。

(1) 母子家庭の母等の前年の所得が、児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第9条に規定する額のうち児童扶養手当の全部又は一部が支給停止となる額未満であるとき。

(2) 母子家庭の母及び父子家庭の父が当該子の生計を維持できない者である場合は、その者の民法第877条第1項に規定する扶養義務者で主として母子家庭の母及びその子並びに父子家庭の父及びその子の生計を維持する者(以下「生計維持者」という。)の前年の所得が、前号に規定する額未満であるとき。

(3) 子が、前2号に該当する母子家庭の母、父子家庭の父、養育者及び生計維持者に監護又は養育されているとき。

附 則(平成26年6月26日条例第14号)

この条例は、平成26年7月1日から施行する。ただし、第2条第13号、同条第15号、同条第17号、別表第2及び別表3の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月27日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年1月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例の適用の日前に行われた医療の給付に関する「所得による支給制限」については、なお、従前の例による。

附 則(平成28年3月28日条例第18号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に行われた医療の給付に関する「所得による支給制限」については、なお従前の例による。

附 則(平成29年3月28日条例第7号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に受けた医療に係る福祉医療費の支給については、改正後の福崎町福祉医

療費助成条例（以下「新条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（助成の特例）

3 平成29年7月1日前から高齢期移行者（平成26年7月1日前から高齢期移行者は除く。）であつて、平成29年7月1日から平成34年6月30日までの間において、高齢期移行者で市町村民税世帯非課税者であり、かつ、医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年（医療保険各法の給付が行われた月が1月から6月までの場合にあつては、前々年とする。以下同じ。）中の公的年金等の収入金額（所得税法第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び医療保険各法の給付が行われた月の属する年の前年の合計所得金額（地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が0を下回る場合には、0とする。）の合計額が80万円以下である者に対する新条例第4条第1項第1号に規定する福祉医療費の支給の適用については、同号の規定にかかわらず、第1号に規定する額を支給する。ただし、新条例第3条第1項の助成対象者の要件にかかわらず、特別の理由があると認められるときは、この助成の特例の対象とすることができるものとする。

（1） 高齢期移行者の助成する医療費の範囲は、高齢期移行者の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から当該医療につき医療保険各法の医療に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額の100分の20に相当する額を一部負担金として控除した額とする。なお、当該一部負担金の額が、受給者個人の外来に係る医療費の場合であつて、その額が12,000円を超えるときは12,000円（所得を有しない者である場合には、8,000円を超えるときには8,000円）とし、受給者個人の外来以外に係る医療費の場合であつて、その額が35,400円を超えるときは35,400円（所得を有しない者である場合には、15,000円を超えるときには15,000円）とする。この場合において、医療につき支払われた一部負担金が著しく高額であるときは、法第84条に規定の例により高額療養費に相当する額の支給を行う。

（2） 前号に定める一部負担金の額は、当該被保険者等負担額を超えることができない。

（3） 第1号に定める一部負担金について、特別の理由により支払うことが困難であると認められるときは、当該一部負担金を免除することができるものとする。

4 平成26年7月1日前から高齢期移行者である者については、従前の例による。

5 福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例（平成24年条例第3号）附則第2項の規定については、この条例の施行の日以後これを適用しない。

6 この条例の施行の日以後における福崎町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例（平成26年条例第5号）附則第3項及び第4項の適用については、附則第3項中「老人」とあるのは「高齢期移行者」と読み替え、附則第4項中「第4条第5号及び同条第6号」とあるのは「第3条第1項の表中母子家庭等の項」と読み替えるものとする。

附 則（平成29年12月22日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1

- 1 高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に在学中の者
- 2 高等専門学校に在学し第3学年の課程を終了するまでの者
- 3 専修学校の高等課程に在学中の者（ただし、高等学校卒業者は除く。）
- 4 外国人学校に在学中の者

別表第2

- 1 両親と死別した子
- 2 両親の生死が明らかでない子
- 3 両親から遺棄されている子
- 4 両親が精神又は身体の障害により長期にわたって労働能力を失っている子
- 5 両親が法令により長期にわたって拘禁されているため、その扶養を受けることができない子